



横財市第 31 号  
平成 27 年（2015 年）6 月 25 日

所在地 横須賀市東逸見町四丁目 16 番地 70  
名 称 社会福祉法人 恵徳会 様

横須賀市長 吉 田 雄 人



個人市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定の通知書

次の寄附金について、横須賀市市税条例第 12 条の 3 に規定する個人市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金として指定したので通知します。

なお、次の事項に変更があったときは、速やかにその旨を届け出てください。

（控除対象寄附金の指定の内容）

- 1 寄附金を受領する者  
社会福祉法人 恵徳会  
（横須賀市東逸見町四丁目 16 番地 70）
- 2 寄附金の種類  
社会福祉法人恵徳会の主たる目的である業務に関連する寄附金  
（横須賀市の区域外における施設の建設等のための費用に充てるために支出された寄附金を除く。）
- 3 寄附金税額控除の対象となる寄附金の支出の期間  
開始年月日 平成 27 年 1 月 1 日

お問い合わせ先  
財政部市民税課 個人市民税担当  
電話 046-822-8193（直通）

寄附金税額控除の指定を受けた寄附金を受領する法人等へのお願い

個人市民税の寄附金税額控除の運用にあたり、次のことをお願いします。

1. 寄附しようとする個人に対する周知事項について

寄附をしようとする個人が、自ら支出する寄附金が寄附金税額控除の対象となるかを容易に確認できるようにするために、当該寄附金が条例指定を受けている都道府県及び市町村の一覧を作成し、寄附をしようとする個人に提示や交付するなどの便宜を図るように努めてください。

2. 寄附金受領後の寄附者に対する周知事項について

寄附者に対しては、次の(1)から(5)の事項について、特に周知してください。

- (1) 所得税の寄附金控除と住民税の寄附金税額控除の両方の適用を受けるためには、所得税の確定申告をし、さらに当該申告書第二表の「住民税・事業税に関する事項」等に必要事項を記入する必要があること。
- (2) 年末調整が済んでいる会社員等で所得税の確定申告書の提出が必要ない人のうち、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、寄附金税額控除の申告については、市町村に対して申告する必要があること。
- (3) 申告にあたっては、指定寄附金の法人等が交付した寄附金受領証明書（領収書）の提示または添付が必要であること。
- (4) 住民税は、寄附金を支出した日の翌年の1月1日時点の住所地において課税されるため、寄附金を支出した年に寄附者が横須賀市の区域外に転居した場合、転居先の市町村において当該寄附金が条例指定されていなければ、市町村民税の寄附金税額控除の適用を受けることができないこと。
- (5) 寄附時点の住所地の市町村が当該寄附金を条例指定していない場合であっても、寄附金を支出した日の翌年の1月1日時点で横須賀市内に転居していれば横須賀市が条例指定している寄附金については市民税の寄附金税額控除の適用を受けられること。

寄附者への周知用に、「市税条例の規定による寄附金の税制上の留意点について」を用意しましたので、こちらもご利用ください。

3. 寄附金を受領した場合の受領証明書等の交付について

寄附金を受領した場合には、寄附者に対して次の(1)から(6)の事項を記載した受領証明書等を交付するようにしてください。

- (1) 寄附者の住所
- (2) 寄附者の氏名
- (3) 受領した寄附金の額
- (4) 寄附金を受領した年月日
- (5) 受領者の名称
- (6) 寄附金である旨を証する文言

(横須賀市の寄附金税額控除の対象となる旨明記してください。)

4. 寄附者名簿の提出について

前年中に受領した控除対象寄附金について、寄附した方の氏名、住所、寄附金額、寄附金の受領日等を記載した寄附者名簿を毎年3月15日までに提出してください。

お問い合わせ先  
横須賀市財政部市民税課  
個人市民税担当  
電話：046-822-8192（直通）